



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 2 月 10 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	成人市中肺炎に対するCVA(クラブラン酸)／AMPC+AMPC(アモキシシリン)の併用療法については、原則として認められる。	オーグメンチン配合錠(クラブラン酸+アモキシシリノン)の適応症に肺炎は無いが、AMPC(アモキシシリン)には適応がある。また、成人肺炎診療ガイドライン2024(日本呼吸器学会)等に「AMPC 高用量が望ましい。」とある。 以上のことから、成人市中肺炎に対する CVA／AMPC+AMPC の併用療法については、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和 8 年 5 月

No.	取扱い	根拠	備考
2	段階的腹膜透析導入法(SMAP法)における腹膜透析開始時のカテーテル取り出しや出口部作成に対する「K000-4 創傷処理 筋肉、臓器に達しないものの(長径5センチメートル未満)」の算定については、原則として認められる。	<p>「K635-3連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術」で出口部作成をせずに皮下組織にカテーテルを埋没させておき、透析が必要となった段階で出口部作成を行ってカテーテルを取り出し、直後から腹膜透析を開始する段階的腹膜透析導入法(SMAP法)における取り出しや出口部作成は独立した行為とみなされ、手術手技点数の算定は妥当である。</p> <p>以上のことから、腹膜透析開始時のカテーテル取り出しや出口部作成に対する「K000-4 創傷処理 筋肉、臓器に達しないものの(長径5センチメートル未満)」の算定については、原則として認められると判断した。</p>	適用診療月 令和8年5月
3	腱鞘炎又はばね指に対するL104トリガーポイント注射の算定は、原則として認められない。	<p>腱鞘炎又はばね指の場合、通常は腱鞘以外に疼痛は出現しない。圧痛点が腱鞘なら G007 腱鞘内注射、圧痛点が腱鞘外なら L104 トリガーポイント注射の算定が妥当と判断する。</p> <p>以上のことから、腱鞘炎又はばね指に対する L104 トリガーポイント注射の算定は、原則として認められない。</p>	適用診療月 令和8年5月

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

No.1からNo.2に関して

内科・歯科審査室内科審査課

(TEL:052-854-7833) 早坂

(TEL:052-854-6804) 川端

No.3に関して

外科・混合審査室脳外科・外科審査課 (TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本